

公益社団法人 日本建築家協会
 関東甲信越支部 神奈川地域会 J I A 神奈川 規則

項目・条	関東甲信越支部神奈川地域会 地域会規則
(総則) 第1条	この規則は、本部が定める地域会規程（以下、地域会規程という）第1条第2項及び関東甲信越支部が定める地域会規約（以下、地域会規約という）第1条第2項により、関東甲信越支部神奈川地域会（以下、この地域会という）における地域会の運営に関し必要な事項を定める。
(設置) 第2条	総会及び支部総会の決議を経て、関東甲信越支部に神奈川地域会を設置する。 2. この地域会の構成単位は以下の通りとする。 (1) 神奈川県内の行政地域
(名称) 第3条	この地域会の名称は、「公益社団法人日本建築家協会 関東甲信越支部神奈川地域会」とする。 2. この地域会は「J I A 神奈川」を通称とする。
(目的・事業) 第4条	この地域会は、支部事業の補佐と併せ、支部との連携のもと、所管する地域の行政、市民、他団体と協調しながら地域に根ざした活動を行い、定款第3条に定める本会の目的達成に努める。
(正会員) 第5条	この地域会は、神奈川県内に居住或いは神奈川県内で主たる業務を行う正会員でこの地域会の目的に賛同し、地域会の事業に参加する者を地域会員とする。地域会員が他の地域会に所属するか否かは問わない。 2. 地域会運営費は、附則に定める。
(準会員) 第6条	この支部に所属する会員のうち、原則として神奈川県内に或いは神奈川県内で主たる業務をおこなう者でこの地域会の目的に賛同し、地域会の事業に参画し活動する者を、この地域会を活動拠点とする準会員とする。 2. この地域会を活動拠点とする準会員に対して、支部が徴収する会費のうちから、支部が準会員制度を維持し、準会員に対して提供するサービスの対価として必要とする経費を差し引いた残りを、この地域会は地域会活動費として支部から受け取ることができる。
(協力会員) 第7条	この地域会は、地域会規程第6条および地域会規約第6条の2により、予め支部役員会の承認を得て、この地域会に所属する協力会員を募ることができる。 2. この地域会に所属する協力会員の会費等の額は、支部役員会、理事会及び総会の決議を得て、以下のとおり定めるものとし、会費等は原則としてこの地域会が徴収する。 (1) 法人協力会員；入会金 0 円 年会費 40,000 円 (2) 個人協力会員；入会金 0 円 年会費 9,000 円 年会費については、入会当初年度に限り上期（4月～9月）、下期（10月～3月）として、入会の時期により年会費を分割できる。 3. この地域会に所属する協力会員の会費のうち、支部が協力会員に対して提供するサービスの対価として必要とする経費を、支部に支払わなければならない。

<p>(地域会役員等)</p> <p>第 8 条</p>	<p>この地域会に次の役員を置く。</p> <p>(1) 地域会代表 1 名</p> <p>(2) 地域会副代表 3 名以内</p> <p>(3) 地域会幹事 20 名以内</p> <p>(4) 地域会監査 2 名</p> <p>2. 地域会役員とは別に、地域会顧問、相談役、法人協力会長、外部顧問を置くことができる。</p> <p>3. 地域会役員の選出等については、別に定める地域会役員選出規則による。</p> <p>4. 地域会役員の任期は 1 期 2 年とし、4 月 1 日に始まり翌々年の 3 月 31 日に終わる。</p> <p>5. 役員任期は原則 2 期を限度とするが、特別な事由があり地域会役員会が認めた場合は 3 期までの再任を妨げない。</p> <p>6. 役員に欠員を生じた場合はすみやかに後任者を選定する。ただし、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>7. 役員は、辞任または任期満了後も、後任者が就任するまでは引き続きその職務を行わなければならない。</p>
<p>(地域会役員の職務等)</p> <p>第 9 条</p>	<p>この地域会の役員の職務は、地域会規程第 8 条第 1 項によるほか下記による。</p> <p>(1) 地域会代表はこの地域会を代表し、地域会の会務を統括する。</p> <p>(2) 地域会副代表は地域会代表を補佐し、地域会代表に事故あるときは地域会代表が予め定めた順序でその職務を代行する。</p> <p>(3) 地域会幹事は地域会代表、地域会副代表を補佐し、地域会の会務を分担して執行する。</p> <p>(4) 地域会監査は地域会の事業会計の執行状況を監査し、地域会代表に報告する。地域会役員会に出席し、意見を述べるができるが、議決には加わらない。</p>
<p>(地域会総会)</p> <p>第 10 条</p>	<p>この地域会の総会は、地域会規約第 9 条によるほか下記による。</p> <p>2. 通常地域会総会は毎年 1 回、事業年度終了後 2 ヶ月以内に支部総会に先立って開催する。</p> <p>3. 臨時地域会総会は、地域会役員会が必要と認めるとき、または地域会員の五分の一以上もしくは地域会監査から、会議の目的事項を示して請求があったとき、すみやかに開催する。</p> <p>4. 地域会総会は、この地域会に所属する正会員により構成する。</p> <p>5. この地域会に登録する準会員と協力会員は、地域会総会に出席して意見を述べるができるが、議決権を有しない。</p> <p>6. 地域会総会は構成員の三分の一以上の出席（他の出席構成員に対する委任状による出席を含む）がなければ開催することができない。</p> <p>7. 地域会総会の議長は、その総会に於いて、出席正会員の中から地域会代表が指名する。</p> <p>8. 地域会総会の決議は、この規則に別に定めるもののほか、出席構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。</p> <p>9. 議長は決議に加わる権利を有しない。</p> <p>10. 通常地域会総会は以下に定める事項を決議する。</p> <p>(1) 事業報告、収支報告書、貸借対照表及び損益計算書の承認</p> <p>(2) 地域会役員の選任及び解任に関し、地域会規則により総会決議事項と定められた事項</p> <p>(3) その他、地域会の運営に関する重要な事項</p> <p>11. 議事録は定款を準用し地域会で作成・保存し、支部役員会に報告しなければならない。</p>

<p>(地域会役員会)</p> <p>第 1 1 条</p>	<p>この地域会の役員会は、支部が定める地域会規約第 1 0 条によるほか下記による。</p> <p>2. 地域会役員会は、第 8 条に定める役員をもって構成する。</p> <p>3. 地域会役員会は毎月定例会を開催する他、地域会代表が必要と認めるとき、または地域会幹事の三分の一以上もしくは地域会監査から会議の目的事項を示して請求があったときすみやかに臨時役員会を開催する。</p> <p>4. 地域会役員会議長は、地域会代表または地域会副代表が指名する地域会役員がこれにあたる。</p> <p>5. 地域会役員会は、構成員の二分の一以上出席（他の出席構成員に対する委任状による出席を含む）しなければ開催することができない。</p> <p>6. 地域会役員会の決議は、出席構成員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところとする。</p> <p>7. 地域会役員会の求めに応じて、地域会顧問、地域会相談役、並びに地域会所属会員等は、役員会に出席し意見を述べるができるが、議決には加わらない。</p> <p>8. 地域会役員会はこの規則に別に定める事項のほか、次のことを決議する。</p> <p>(1) 地域会総会の決議した事項の執行に関する事項</p> <p>(2) 地域会総会の開催及びこれに付議すべき事項</p> <p>(3) 地域会の事業計画及び予算</p> <p>(4) その他地域会総会の決議を要しない会務の執行に関する事項</p> <p>9. 議事録は定款を準用し地域会で作成・保存し、必要に応じて支部役員会に報告する。</p>
<p>(財産・会計)</p> <p>第 1 2 条</p>	<p>この地域会の活動に関する収支、資産及び負債等は、公益社団法人日本建築家協会全体として取り扱うものとし、定款及び経理規程を準用する。</p> <p>2. この地域会の事業計画及び予算は、地域会役員会において承認した後、当該事業年度開始の 2 ヶ月前までに、支部に提出し、支部役員会及び理事会の承認を得る。</p> <p>3. この地域会の事業報告及び決算は、事業年度終了後遅滞なく地域会総会において承認した後、支部役員会及び理事会に報告する。</p>
<p>(統合・分割及び廃止)</p> <p>第 1 3 条</p>	<p>この地域会は、以下のいずれかの場合に理事会の承認及び総会の決議を得て、地域会の統合、分割及び廃止をすることができる。</p> <p>(1) 地域会総会において所属正会員の三分の二以上の賛成をもって地域会の統合、分割及び廃止を決議したとき。</p> <p>(2) 支部総会において所属正会員の二分の一以上の賛成をもって地域会の統合、分割及び廃止を決議したとき</p>
<p>(地域会委員会・部会)</p> <p>第 1 4 条</p>	<p>地域会活動の促進及び円滑な事業の執行をはかるため、地域会役員会の決議を経てこの地域会に地域会委員会・地域会部会を置くことができる。</p> <p>2. 地域会委員会・地域会部会の運営に関する事項は、本部が別に定める委員会規程及び部会規程、ならびに支部が別に定める委員会規約及び部会規約を準用するほか、地域会役員会の決議を経て別に定める。</p>
<p>(事務局)</p> <p>第 1 5 条</p>	<p>この地域会の事務処理を適切に行うため、地域会事務局を神奈川県内に置く。</p> <p>2. 地域会事務局に所用の事務局員を置く場合には、その組織、運営に必要な事項は、支部役員会の承認を得て、地域会役員会の決議により別に定める。</p>

<p>(準 用) 第 1 6 条</p>	<p>この規則に定めのない事項については、定款、地域会規程、地域会規約を準用する。</p>
<p>(改 廃) 第 1 7 条</p>	<p>この規則の改廃は、地域会総会の決議を経て、支部役員会の承認による。</p>
<p>(規則・細則) 第 1 8 条</p>	<p>この規則の施行について必要な細則または基準は、地域会役員会の決議を経て制定、変更及び廃止することができる。</p> <p>2. 前項の細則・基準の制定・変更・廃止を行ったときは、支部役員会に報告する。</p>
<p>(附 則) 第 1 9 条</p>	<p>この規則は 2 0 1 3 年度関東甲信越支部神奈川地域会通常総会の決議の日より施行する。</p> <p>2. 地域会の公告は電子公告により行う。</p> <p>3. 第 5 条の 2 に記載される地域会運営費は、役員会が必要であると決議し総会で承認された場合、その徴収することを妨げない。</p> <p>4. この地域会は、全ての協力会員で構成する「JIA神奈川協力会」を設置し、協力会則を別に定める。</p>

施工：2013 年 04 月 26 日 総会

改訂：2013 年 05 月 21 日 役員会

改訂：2014 年 04 月 21 日 総会